

発議第 4号

教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和2年3月12日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真  
" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小梅 洋子  
" " 塚 本 眞  
" " 出 崎 太 郎

【提出先】北海道知事

## 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書

「1年単位の変形労働時間制」は、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」とあわせて平均1日当たり8時間に収める制度です。しかし、人間の心身は、「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復できるようにはなっていません。「1年単位の変形労働時間制」は、人間の生理にあった「1日8時間労働」の原則を破る労働時間法制の改悪です。

政府は、学期中を「繁忙期」とする代わりに、夏などに教員の休みを増すといいますが、学期中を「繁忙期」にすること自体が、教員の働き方をさらにひどくしています。これまで午後4時45分終了をめどに設定されてきた会議が6時、7時まで可能となることで、教員からは「授業準備などができない」という不安の声があがっています。

今の学校は子どもの夏休み中も連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが現状です。長時間労働を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化、助長しかねません。

他にもさまざまな弊害や矛盾があります。学校は、子どもの状況などで臨時的な対応が絶えず求められる職場です。しかし、この制度では、最低でも向こう30日間の日々の労働時間を、その初日の1カ月も前に決め、途中での変更が許されません。8割の教員が、こうした制度は「現実的でない」と答えています。（「連合」調査）。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなります。

制度改正の前提は、勤務時間のまともな管理です。政府も「勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできない」と国会で明言していますが、学校職場の実態は、残業代ゼロの教育公務員給与特別措置法のもとで管理をおこなわない慣習さえみられます。

また現行法では、制度導入に職場ごとの過半数の労働者の同意が必要ですが、法案では各自治体の条例で定めるとされて、教員の意思が無視される恐れがあり問題です。

いま必要なのは、夏の業務を大幅に削減し、基本的に教員の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けることや、休日出勤や超過勤務に対する代休確保を厳格に行うことです。そして抜本的には教職員の増員です。「1年単位の変形労働時間制」には、公立小中学校を擁する市区町村教育長も42.2%が導入に反対し、賛成は13.6%です（「日本教育新聞」19年1月7日号）。北海道は条例改正をせず、各高等学校でも導入しないよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年 3月12日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫